

山梨県勤労者生活応援事業費

補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 知事は、勤労者が心身ともに健康で充実した生活を送れるよう、一般社団法人山梨県労働者福祉協会（以下「労福協」という。）が実施する勤労者生活応援事業に要する経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付については、山梨県補助金等交付規則（昭和38年山梨県規則第25号）に規定するもののほか、この要綱に定めるところによる。

(補助対象事業)

第2条 補助金の交付対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、勤労者が心身ともに健康で充実した生活を送れるよう支援する事業に要するものとし、詳細は別表に定める事業及び経費とする。

(補助率)

第3条 補助率は、第2条に規定する事業に係る経費の2分の1以内で予算の範囲内とし、詳細は別表に定めるとおりとする。

(補助金の交付申請)

第4条 労福協が、補助金の交付を受けようとするときは、補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添付して、別に定める期日までに、知事に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書（様式第1号－別紙1）
- (2) 収支予算書（様式第1号－別紙2）
- (3) 前各号の他、知事が必要と認める書類

(補助金の交付決定)

第5条 知事は前条の申請を受けたときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、すみやかに補助金の交付を決定し、補助金交付決定通知書（様式第2号）により労福協に通知するものとする。

(補助金の交付条件)

第6条 補助金の交付の条件は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 労福協は、補助金の交付決定を受けた後、補助事業の内容又は補助事業に要する経費の配分を変更しようとするときは、あらかじめ変更承認申請書（様式第3号）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、別表に掲げる「補助対象事業」の各事業間における、いずれか低い額の20%以内の経費の配分の変更については、この限りでない。
- (2) 労福協は、補助事業の中止又は廃止をしようとするときは、あらかじめ中止（廃止）承認申請書（様式第4号）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

(実績報告書)

第7条 労福協は、補助事業が完了した日、中止若しくは廃止の承認を受けた日から起算して1ヶ月を経過した日又は補助金の交付を決定した年度の翌年度の4月10日のいずれか早い期日までに、実績報告書（様式第5号）に次に掲げる書類を添付して、知事に提出しなければならない。

- (1) 事業報告書（様式第5号－別紙1）
- (2) 収支決算書（様式第5号－別紙2）
- (3) 前各号の他、知事が必要と認める書類

(補助金の額の確定等)

第8条 知事は、前条の規定による補助事業の実績報告書を受領したときは、その内容を審査し、補助金交付の決定内容及び交付の条件に適合するものと認めたときは、補助金の額を確定し、補助金交付額確

定通知書（様式第 6 号）により労福協に通知するものとする。

- 2 知事は、労福協に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の返還を命じるものとする。
- 3 前項の補助金の返還期限は、別に定める日とし、期限内に納付がない場合は、知事は未納にかかる金額に対して、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、年 10.95 パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

（補助金の交付）

第 9 条 補助金は、前条による額の確定後交付する。ただし、知事が必要と認めたときは、その全部又は一部の金額を概算払により交付することができる。

- 2 前項の規定により補助金の概算払を受けようとするときは、概算払請求書（様式第 7 号）を知事に提出しなければならない。

（書類の保管）

第 10 条 補助事業に係る帳簿及び証拠書類は、当該補助事業終了の翌年度から起算して 5 年間、整備保管しておかなければならない。

附 則

- 1 この要綱は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この要綱は、令和 8 年 3 月 31 日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金については、この要綱の失効後も、なおその効力を有する。

附 則

この要綱は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。ただし、附則第 2 項の改正については、同年 3 月 31 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 28 年 3 月 31 日から施行する。ただし、別表の改正については、同年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 31 年 3 月 31 日から施行する。ただし、別表の改正については、同年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 4 年 3 月 31 日から施行し、同年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、令和 7 年 3 月 31 日から施行する。

別 表

補 助 対 象 事 業	補助対象経費及び限度額
1 各種相談事業 ○ 勤労者の抱える諸問題全般を解決するための相談 ○ 産業カウンセラー、弁護士など専門家によるメンタルヘルス、健康管理、法律、税務、労働などの窓口相談、出張相談及びオンライン相談	補助対象経費 報償費、需用費、委託料、使用料・賃借料、役務費 補助率 1 / 2 以内 補助限度額 80 万円
2 広報啓発事業 ○ 上記 1 の事業を実施するために必要な広報・啓発など	